

男女共同参画会議（第2回）議事録

1 日 時 平成13年4月3日（火）17:00～18:40

2 場 所 総理官邸大客間

3 出席議員

	森 喜朗	内閣総理大臣
議長	福田 康夫	内閣官房長官
議員	片山 虎之助	総務大臣
同	河野 洋平	外務大臣（代理 衛藤 征士郎 外務副大臣）
同	町村 信孝	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	谷津 義男	農林水産大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	伊吹 文明	国家公安委員長、危機管理・防災担当大臣
同	斉藤 斗志二	防衛庁長官
同	猪口 邦子	上智大学教授
同	岩男 壽美子	武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授
同	神田 道子	東洋大学長
同	小島 明	日本経済新聞社常務取締役・論説主幹兼国際担当
同	佐々木 誠造	青森市長
同	住田 裕子	弁護士
同	橘木 俊詔	京都大学経済研究所教授
同	福原 義春	（株）資生堂会長
同	古橋 源六郎	（財）ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	師岡 愛美	日本労働組合総連合会副会長
同	山口 みつ子	（財）市川房枝記念会常務理事
（説明者）	樋口 恵子	仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会長

4 議 事

（1）開 会

（2）議 事

男女共同参画会議運営規則の一部改正について

男女共同参画会議の今後の審議方針について

仕事と子育ての両立支援に官する専門調査会の検討状況について

その他

（3）閉会

(配布資料)

資料1 男女共同参画会議運営規則(平成13年1月23日男女共同参画会議決定)の一部変更について(案)

資料2 今後の進め方について

資料3 仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会検討状況報告

資料4 仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会委員名簿

資料5 公務員制度改革の大枠(抜粋)

資料6 第1回男女共同参画会議議事録(案)

5 議事内容

内閣官房長官 それでは皆様、今日は大変御苦勞様でございます。ただいまから第2回男女共同参画会議を開催いたします。

早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。それでは、初めに男女共同参画会議運営規則の一部改正についてお諮りいたします。資料の1を御覧ください。改正の内容は「国務大臣である議員が欠席する場合は、議長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができるが、この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない」旨を明記するものでございます。このことはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御異議ないようでございますので、本件については原案のとおり決定することといたします。そういうことを予定いたしまして、もう既に本日御欠席の大臣の代理として御出席をいただいた副大臣の方々につきましては御着席をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、男女共同参画会議の今後の審議方針につきまして御審議いただきたく存じます。資料2を御覧ください。第1回の男女共同参画会議において、本会議における当面の審議事項についてお諮りし、有識者議員の皆様から御意見をいただいたところですが、それらの御意見も踏まえ、本会議における今後の審議方針について次のようにまとめさせていただきましたので、事務局から読み上げさせます。

坂東局長 資料2、「今後の進め方について」でございます。

「基本的考え方」ですが、男女共同参画会議の審議をサポートするため、主要な検討課題について専門調査会を設置いたしますが、現在設置されている仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会のほかに新たに以下の4つの専門調査会を設置したく存じます。

「基本問題専門調査会」ですが、男女共同参画社会の実現のための基本的な問題として、その基本理念、哲学、国内本部機構の在り方、目標とすべき指標などについて検討を行うものです。

次は「女性に対する暴力に関する専門調査会」ですが、男女共同参画基本計画でも記述されており、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為の各分野を念頭におきつつ、今後の施策の在り方などについて調査、検討を行うものです。

次に「苦情処理・監視専門委員会」ですが、政府の施策を始めとしてあらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、各省庁において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかについて調査検討を行うものです。

次の「影響調査専門調査会」は、政府の施策を始めとしてあらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映する観点から、女性のライフスタイルの選択に大きな関わりを持つ諸制度、慣行など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策について調査、検討を行うものです。

「各専門調査会における当面の検討の進め方」といたしましては、具体的な調査の進め方、具体的なテーマなどについて御議論いただいた上で、次回の本会議で検討結果につき御報告をいただき、各専門調査会の今後の進め方を決定することを考えております。以上でございます。

内閣官房長官 それでは、ただいま説明がございました専門調査会の設置についてお諮りをいたします。男女共同参画会議令第1条第1項及び第2条第1項に基づき、専門委員及び資料2にあります4つの専門調査会を設置することといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

内閣官房長官 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

では、次にこれらの専門調査会の委員についてお諮りいたします。専門調査会の委員につきましては、男女共同参画会議令第1条第2項及び第2条第2項に基づき、総理から専門委員を任命していただき、これを受けて私が専門委員及び議員のうちから各専門調査会の委員を指名し、早急に検討を開始することとしたいと思っております。具体的な人選につきましては議長であります私に御一任いただき、総理とも相談の上、決定したいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

内閣官房長官 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいま設置を決定いたしました専門調査会も含め、今後の審議方針につきまして御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

古橋議員 苦情処理・監視専門調査会の関係で若干お願い申し上げたいと思います。苦情処理・監視専門調査会は、現在基本計画が定められておりますが、これを着実に実施するために各府省からいろいろヒアリングをいたしまして、今後5年間の実施計画というようなものを決めていくわけでございます。そのときにどうしても優先順位を決めていく必要がございます。1つは各府省が要求しております府省内の男女共同参画に関するいろいろな施策についての優先順位、それから各府省間の優先順位、それから男女共同参画に関する施策とそれ以外のポリシーとの関係をどう考えるかという優先順位、そういう優先順位というものをここでいろいろと議論していかなければいけないという問題がございます。各府省と十分に私ども協議をいたしますけれども、ひとつ閣僚の皆様方におかれましてもそういう点をお含みの上、いろいろと御指導を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。政策評価ということになりますので、優先順位ということになりますと非常に難しいいろいろな議論が出てくると思います。よろしくをお願いいたします。

内閣官房長官 ありがとうございます。住田議員どうぞ。

住田議員 これまで総理府の審議会におきましては女性に対する暴力部会に所属しておりますが、その当時セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、そしてドメスティック・バイオレンスなどについていろいろと問題を検討していたわけですが、どうも聞くところによりますと議員立法ではございますけれども、ドメスティック・バイオレンスに関する法律の動きがあると聞いております。女性としては非常に喜ばしく思っておりますが、それが無事に成立しましても、なお実施の中でいろいろ問題も出てこようかと存じますので、専門調査会でもその実施の動向を見ながら、また3年を目途に改正するという動きもあるということでございますので、その辺りいろいろ調査する上に当たりましてお力添えと、また御支援とをいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

内閣官房長官 昨日、参議院の委員会です。

伊吹議員 あれは女性に対するものではなくて、配偶者による暴力ということですか。

住田議員 そこはニュートラルにさせていただけると聞いています。確かに比率はかなり違いますけれども、女性が男性に暴力を振るっているという実態もございますようです。

内閣官房長官 よろしゅうございますか。それでは、進めさせていただきます。

では、各専門調査会につきましては今後順次発足させ、今後の進め方等につきまして御議論いただき、それらの内容につきましては次回の男女共同参画会議で御報告をいただくことといたしたいと存じます。

次に、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会の検討状況につきまして御報告いただきます。同専門調査会は第1回男女共同参画会議において総理の指示を受け、本会議に初めて設置された専門調査会であり、資料4にお示ししました11名の委員により、本日まで4回の専門調査会を開催するなど、大変熱心に御検討いただいております。本日は同専門調査会の樋口会長に中間的な検討状況を御報告いただきたく存じますのでよろしく願いいたします。

樋口会長 初めての専門調査会の会長を仰せつかりました樋口でございます。初めてということですので、成果が上がりますように大変緊張しながら皆で検討いたしております。それでは、これから仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会の中間的な検討状況の報告をさせていただきます。お手元でございます資料3を御覧ください。

まず、報告の構成を御説明いたします。目次を御覧ください。 から の柱立てででき上がっておりまして、最後に参考資料として、当専門調査会で実施いたしました意見募集の結果、これは短期間にもかかわらず大都市を中心に大変多くの御意見をいただきましたけれども、その意見の結果を添付いたしております。

それでは、中身の御説明をさせていただきます。1ページをお開きください。「 はじめに」では、今、議長からお話ございましたように、当専門調査会の設置の経緯及び検討経過を述べております。当専門調査会は仕事と子育ての両立支援に対し、今まで施策がいろいろあったにもかかわらず必ずしも効果が上がらないのはなぜかという総理の御発言にもありました視点から、今後重点的に取り組むべき点や配慮すべき点の検討を行い、緊急性、有効性、具体性、象徴性を備えた処方箋をつくるということを目的として設置されました。

2ページの「 専門調査会の開催状況」で示されておりますように、初めての専門調査会でございますのでみんな本当に緊張というか、張り切りまして、島田会長代理の御発案によりまして、ある1日など休日、事務方も総出でございますけれども、昼から夜までの長時間討論をいたしまして、そしてまたいろいろなヒアリング、御意見募集なども経てここに中間報告をまとめたわけでございます。

それら検討の過程で各委員から出された意見が3ページ目からの「 これまでの専門調査会における議論」となっており、議論を4つの柱立てでまとめております。「1. 企業・働き方に関する議論」「2. 保育に関する議論」「3. 地域社会に関する議論」「4. その他」でございまして、ここでは結論が出たものだけでなく、委員個人の御意見も含まれております。

それでは、本報告の中心部であります「 論点整理（提言の柱立てのイメージ）」を御説明申し上げます。10ページから御覧くださいませ。この論点整理は に示しました今までの専門調査会の議論を受けて、主要な論点を柱としてまとめたものであり、専門調査会の今後の議論の方向を示すものでございます。

まず「呼びかけ」の部分でございます。ここでは基本的な認識として、仕事と子育ての両立は人間として生きていく上で不可欠な条件であり、その条件が満たされてこそ社会全体も人間性に満ちた持続可能な発展を遂げることができる。これはあえて言えば成熟社会の条件かもしれません。この上で、両立の環境は他の先進国に比べてもまだ不十分であり、近年、国や地方公共団体において努力を行ってはおりますものの、状況は必ずしも改善されていないとし、仕事と子育ての両立を進めるためには真の男女共同参画を促進し、社会システム全体の見直しが必要であるとしております。このような現状認識の下で、これまで数多くの提言が行われているにもかかわらず、期待どおりに定着・進展し、効果を上げるに至っていないのはなぜであるのか。これは最初のこの会議における総理のお言葉を議事録から取ったものでございますけれども、なぜであるのかについて当専門調査会が考えるに至った理由として、次の6つを討議の中で分析いたしました。

施策は適切であっても、すべての関係者に目配りするあまり、体系づけにこだわり、総花的画一的であり、地域のニーズと必ずしも適合しなかったこと。

企業側に仕事と家庭の両立ライフを支援する姿勢が広がらなかったこと。多くの企業では両立でなく、仕事単位の男性をモデルとした硬直した雇用システムを変えておりません。制度、例えば育児休業とかそうした法制度があっても利用する風土ではなかったこと。

更に、女性の中にただいま急増中の非正規雇用者、短時間労働者などがございますが、これに育児休業制度など施策が実態として及ばず、正規雇用者との格差が広がってきたこと。

更に、保育関係者が熱意と専門性を持って臨んでいるにもかかわらず、公立を始めとする認可保育施設については、せっかく措置から契約への変化を踏まえ、柔軟な運用について出された通達・制度変更等が、保育現場に変化を呼び起こすまでには至っていないこと。

更に、保育サービス提供者側と利用者側のニーズがかみ合わず、その調整が情報提供を含めて不十分だったこと。

地域の公共施設、社会資源を両立支援に利用しようとするとき、既存の法制度や縦割意識が障壁となって、地方分権の実が生かされていないこと。

以上、6点の分析をいたしました上で、私たちはこう考えております。

仕事と子育てのバランスのとれた両立ライフの普及は、社会全体に多様で多面的な人間らしい生活を保障する、あえて言えば、現代における物心両面の基盤整備と考えております。21世紀の子育てとして地域で3世代、4世代が共に生き、社会的子育て、孫育てが実現し、その中で育つ子どもたちが社会の支援のまなざしと豊かな人間関係に支えられ、より健やかに自らを育てることを願うものでございます。

これは基本的な考え方をごさいますて、ここに更に各方面の御意見を取り入れながら、今回の目玉と申しますか、具体的な内容を取りまとめました。14ページからが論点整理の内容で、先ほど処方箋と申し上げましたけれども、そのメニューでございます。論点整理はその柱立てとして「1．職場が変われば両立できる」「2．待機児童ゼロ作戦」「3．多様で良質な保育サービスを」「4．必要な地域すべてに学童保育を」「5．地域こぞって子育てを」の5つを挙げております。

「1．職場が変われば両立できる」では、仕事と子育ての両立に最も必要なことは職場の変革であるとの視点から、労働の形態及び企業の意識に着目して打ち出したものでございます。

1つ目は、まず各企業が仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む必要があるとし、そのために政府としても支援や要請を行う必要があるとしております。また企業のインセンティブとして税制面などでも配慮する必要があると考えております。例えば、法定福利費、これは社宅、社員旅行、保養所、食堂などいろいろございますけれども、この法定福利費を見直して、レクリエーションや保養所より両立支援に特化するべきという議論もございました。

2つ目は、職場の雰囲気や当人の意識の改善により、法律がありながらなかなか取得できない育児休業や出産休業の十分な取得に努めることが必要との考えを示したもので、特にこれも過激なようですが、ひとつ大変具体性のある目玉だと思うのですけれども、男性の出産休暇を5日間程度制度化すること、これで企業や個人の両立への意識を変えることができるというねらいでございます。

3つ目は、企業の意識改善を求めるために各企業の両立支援の状況を客観的に表す指標を開発し、企業の取り組みを社会的に認知させることや、経営者や幹部の考え方を変えるための研修の必要性について述べております。

「2．待機児童ゼロ作戦」は、保育の量的拡大について述べているものでございます。現在、都市部を中心に大きな問題となっている保育所に入れない乳幼児、いわゆる待機児童について、受入れの拡大によりこれをなくしていこうという強い決意を示したものです。

1つ目は、待機児童が大都市周辺部を中心に現在約3万人と言われておりますが、この3万人だけではなくて、その背後には既にあきらめて仕事を辞めた方とか、就職活動中の方とか、相当潜在的な需要があるとされております。これらの解消のために、待機児童の多い地域の保育施設の重点整備などを目標を定めて進めていく必要があると考えております。

2つ目は、保育所の整備に当たっては、その公的責任を確保しつつ、公設民営型などを取り入れるなど多様化を図り、安心かつニーズに合ったサービスを提供する保育所を増やすことや、既存の事業者の妨害などで整備の障害となっている状況、これは新聞の投書などからも明らか

になっておりますけれども、そういう状況は排除すべきとの姿勢を打ち出したものです。

3つ目は、都市部への保育所の整備にはどうしても土地などにハード的なコストがかかりますので、既存の公共施設や駅などを活用して保育所の整備を図る必要があると考えているものがございます。

3の「多様で良質な保育サービスを」では、2が量的な拡大であったのに対して保育サービスの質の面に着目しております。保育者の利用のニーズに合ったサービスが必ずしも提供されていない現状を考え、利用者が安心して多様なサービスを選択できるような保育の在り方を目指すものがございます。

1つ目は、現実問題として共働きの親が最も困っている問題の一つが、病気のと看や、あるいは病後の保育でございます。そこで病院や診療所、保育所による病児、病後児の保育を推進することや、延長保育や入園時期の弾力化など、現場レベルでうまく対応できていない現状を踏まえて必要な指導を行うことなど、ニーズに合わせたサービスが提供されるようにしていくことを述べております。

2つ目のテーマとして、民間の利点はニーズの的確な把握と反映にあると考えておりますが、公立と民間で足りない部分を補完し合いながら、良質でかつ柔軟なサービスの提供を進めていくべきという意見を示したものでございます。例えば、就職活動中に子どもを預けるとか、公立の営業時間終了後に、なお居残り保育が必要な子どもに対しては民間の機関が引き継ぐとか、都心のオフィスビルを休日保育スペースとして活用することとか、サテライト型保育所などなどでございます。

3つ目として、地方自治体ではさまざまな先駆的事例が存在しており、そのような自治体の取り組みについてモデルとして指定し、財政措置を講じたり、また見習うべき事例について広く全国に紹介し、全国の自治体の取り組みの参考にすることを考えております。

4つ目として、民間を活用し保育の充実、すなわち子どもの安全、健やかな発達を保障する質の高い保育を充実していくためには徹底的な情報開示が必要であり、保育サービス利用者の利便性、信頼性の観点からもそのサービス内容や人的配置など、保育所に関する情報開示の義務付け、この義務付けというのは新しい大きなことと思いますが、義務付けが必要であるとの考えを示すものがございます。

「4．必要な地域すべてに学童保育を」。これはあらゆる学校にと言いたいぐらいに学童保育の普及というので目玉の柱の一つでございますが、この保育の議論に隠れてうっかり見過ごされがちで、かつ両立しようとする御家庭にとって非常に大きな問題は保育園終了後の学童の問題でございます。小学校修学後の対策についてはいろいろと対策も立てられておりますが、更なる充実を目指したものであります。

1つ目は、特に小学校低学年までは時間的にも保育所と同じレベルの学童保育が必要であるとの考え方から、大都市周辺等の必要なすべての地域の学校や児童館において、ニーズに応じた柔軟な学童保育を推進することが必要であると述べております。

2つ目は、その学童保育の運営について、保育所と同様に公が責任を負うという基本を維持しつつ、民間活力を活用して柔軟な保育を図り、それには地域の退職者や子育て後の主婦、青少年のボランティアの活用などによる地域ぐるみの学童保育を目指そう。地域づくりの一つの柱に学童保育をと考えているものでございます。

すぐそうした考え方に続いて「5．地域こぞって子育てを」、これが今回の提案のある意味で締めくくりの部分でございますが、何かと孤立しがちな現代の子育てにおいて、地域の援助を期待できるようにして、子育ては地域ぐるみで行うものとの考え方を推進していくものでございます。

1つは、育児に関する地域の総合援助活動を促進するファミリーサポートセンターや、保育所で対応し切れないきめ細かなサービスを提供するベビーシッターや保育ママなど、地域における家族支援サービスの充実が必要との考え方を述べたものです。

2つ目は、男女共に保育所や学童保育の現場でのボランティアなど、若いうちに子育て支援の体験をすることによって子育ての大切さを認識させ、子育ての役割を夫婦で分かち合うことや、社会全体で子どもを育てることの必要性について意識を醸成することが必要であるとの考え方を述べております。

3つ目は、職場と住居が接近し、かつ必要な保育所が地域の中にビルトインされた、そうした地域づくりができれば両立の実現は容易となることから、地域におけるこれらの取り組みに意識を向けていただきたいとの考えでございます。

これが処方箋のメニューでございますが、これで出尽くしているわけではございません。16ページをごらんくださいませ。現在、専門調査会ではまとまった結論は出ていないものの、重要な課題として議論が継続している事項について記述いたしております。

1つは「パート、派遣労働者に対する具体的対策について」、ここは正規労働者の処遇を手厚くすればするほど、企業はパートや派遣労働者を増やす実態があり、これらのものへの両立支援策についても検討を進めていく必要があるという考え方です。

「キャリアプランとライフプランの適切な組み合わせへの支援について」。これは両立するためには子育てを含め、どのように人生設計を行い、どのように仕事をしていくのかについて明確に考え、準備する必要があるという考え方です。

次が「仕事と子育ての両立が必要な親のための教育・啓発の在り方について」。これは、昔

のように大家族の中で自然に子育てを経験することができなくなった今、子育てに最低必要な知識や心構えをいかに伝えていくかに関する議論です。

次が「男性の育児休業を促進する“パパクォータ”について」。これは、北欧諸国等で導入がなされている、両性で育児休業を取得する場合、特に父親が取得する場合には期間延長などのボーナスが付く、いわゆるパパクォータ制に関する議論で、これは中間報告の項目の中にも入れるようにという強い御要望もあったのですけれども、まだもう少し議論の必要があるだろうということで検討課題に入れております。

「保育に要した経費に関する所得税控除について」。これは、両立に関する保育費用については仕事上の必要経費と考え、税制上の控除対象にすべきというかなり強い御意見もございましたが、課税の公平面や低所得者への配慮から税制での対応は望ましくないという意見もまた複数の委員からございました。

次が「専門調査会の検討結果の男女共同参画会議における取扱いなどフォローアップについて」では、私どもが今後最終報告をまとめました後に関する意見でございまして、この意見書が出しっ放しでなく、今日もお話に出ておりました他の専門調査会や重要施策に関する会議につないで、そして受け皿となって続けて実現していただけますような報告にすべきだという御意見や、あるいはフォローアップのやり方などについても意見が出ておりました。これは、私どもはある意味で短期決戦の調査会とわきまえておりますので、是非それを本当にこの男女共同参画会議を始めさまざまな会議で引き続きこれを受け継ぎ、実現していただきたい。これは、私個人としても心からお願い申し上げます。

以上、論点整理の内容は終わりますが、最後に参考資料として仕事と子育て両立支援に関する意見募集結果を添付しております。先ほど申し上げましたように、国民の生の御意見を反映すべきとの考え方から、2月27日から14日間という短い期間でしたけれども、延べ500人を超す方々から御意見をいただきました。

以上で中間的な検討状況の報告を終わりますが、当専門調査会は今後も議論を進め、6月をめどに最終報告をまとめるつもりであります。本会議の皆様方におかれましては、この中間報告については是非本日、また引き続き忌憚のない御意見、御指導をいただき、今後の私どもの議論が実りあるものとなりますよう御協力いただきたいとお願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

内閣官房長官 どうもありがとうございました。ただいま樋口会長から、両立支援策について中間報告をいただきました。大変短期間でございましたけれども、精力的に4回開催していただきまして本当に御苦勞様でございました。樋口会長には、本年6月をめどに最終的な取りまとめ、今、御発表いただきましたように取りまとめを行っていただくことになっております。

ただいまの中間報告につきまして、皆様方から何か御意見、もしくは御提言等ございましたらお聞きしたいと思いますので、どうぞお願いいたします。

佐々木議員 大変、いろいろ深く取りまとめられていると思うんですが、大都市周辺という言葉がちょくちょく出てくるわけでございますけれども、中小都市あるいは地方都市におきましても核家族化はどんどん進行しておりますし、隣の人は何をする人ぞという地域社会になりつつあります中で、これは大都市周辺だけではないということで、あえて大都市周辺と余り強調しない政策を取り上げていただきたいという気がいたしましたが、いかがなものでしょうか。

樋口会長 おっしゃることは非常によくわかりますし、農家など自営業の家庭も対象にしてほしいということについて議論中に申し入れもございまして、それはそのとおりだと思うのですが、ここは何しろ具体性、象徴性、それから分析のところにありましたように、今までの政策もみんないい政策を立てていると思うんです。しかし、それが余りにもあちこちに配慮する余り総花的になってしまったので、今回は少し具体性、象徴性のある一つのシグナルを発しているんだとわかる部分ということでまとめてございます。議員のおっしゃることは十分配慮しながら進めたいと思います。またただいま私どもがやっておりますのはそういうねらいというふうにこちらの会議の御下問を受け止めたということでございます。

内閣官房長官 そういうことでございます。

佐々木議員 それはわかるのですけれども、ただ、財政支援とかいろいろな問題をこれから考えられていくときに、やはり大都市周辺だけにそういう政策がとられて、中小都市あるいは地方都市も同じ状況にあるのにそれはカットされるということになりますと、子育て環境はよくなると存じますし、そういう意味ではもう少しその辺を、この点についてだけ少し焦点を絞り過ぎない方がいいのではないかという感じがいたします。

福原議員 保育のことについて3点ほど申し上げたいと思います。

保育園の受入れの増ということは大変結構なことだと思うんですが、その保育所の場所を例えば駅にとございます。ターミナル保育所というのは大変働く方にとっては、父親の方も母親の方も便利であろうと思うわけですが、例えば駅舎を新しくする場合にそこに保育所を付置したときに、それに対して公的な補助が与えられるとか、あるいはNOVAだとか丸井のように駅前保育所をつくったときには何か特別な特典があるとかというようなことが望ましいのではないかと1つ。

2点は、最近無届け保育所で事故が起きております。無届け保育所ができてくるのは保育所が増えるという意味では結構なことだと思うんですが、その管理を一体いかにしたらよいかということもちょっと気になるところでございます。

3番目に、すべてを保育所で間に合わせるということは、幾ら少子化になっても難しいと思

います。そうすると、3世代住宅というのは保育所が変わっておじいさんおばあさんが子どもの面倒を見ることができ、これはおじいさんおばあさんの長生きのためにも結構なことである。それからもう一つは隔世伝承ということが言われておりまして、お父さんの言うことよりおじいさんの言うことの方をよく聞くということが教育界でよく言われております。このようなことから、3世代所帯に対する何らかの優遇を講じてはどうかと考えております。

樋口会長 今後の検討課題にさせていただきます。特に、初めの2つぐらいはかなり議員のおっしゃいましたことも入れながら検討してきていると思いますし、駅が保育所になることについては、そこで育つことは余り気持ちがよくないという御意見も一方でございまして、それでサテライトという考え方ができまして、とにかくそこで子どもさんを預かり、もうちょっとそこからバスに乗って庭もあるような保育のところへ運んでいく。そういう駅型サテライト型保育というのもあっていいんじゃないかと、そんな御意見も出ております。それに予算を付けてくださる方はこちらにいらっしゃる先生方のお決めになることだと思います。

神田議員 私は前回、なかなか実効が上がらないのは、そういう文化的な基盤がなかなか整備されていないからだと申し上げました。やはり一番基本的にある文化というようなものに対するアプローチがどうしても必要だと考えておりまして、それに有効なのはやはり教育、学習だと思うのです。

では具体的にどうしたらいいかということですが、一つは、例えば教科書だとか、そういう直接、教育に関わる場所に入れていくということがありますけれども、それだけではなくて、やはり全体として文化的な基盤が変わるような教育の場づくりが必要だと思っています。

それで、これを見せていただきますと、例えば14ページの「待機児童ゼロ作戦」のところには学校の空き教室の利用というようなことが出てきますし、それから15ページの「5. 地域こぞって子育てを」というところには、ボランティア活動の機会を学生や生徒につくるというのが出てきますし、学童保育のところでも学校、児童館等というのが出てくるわけです。実はこのことはとても重要で、教育が行われる場に、そういう両立のためのいろいろな施設があったり、そこでまた学生が活動するという、少し間接的かもしれないんですけども、そういう活動を通して子どもたちがだんだん変わっていく。その上に教科書での教育があるというように、ちょっと構造的に考える必要があるんじゃないかと思います。

例えば、私のところは大学ですけども、大学にも保育所をつくってくれという要望が出てきたんです。それはどういうことかと申しますと、教職員の問題もさることながら、最近社会人が多く学んでいる。社会人のためにつくってくれということです。そういう方向を推進していただくと、そこに高校生、大学生がきてボランティア活動をするというような形で、複合的にこの施策が進むんじゃないかというように考えます。是非そんな方向をここで取り入れてい

ただきたいと思います。

諸岡委員 まず、この専門調査委員会に携わっていただきました皆様方に敬意を表したいと思います。働く女性の立場から、この両立支援というものは大変待ち望まれた政策であると思っております。特に女性差別撤廃条約、ILO156号、165条約という視点から、今回起草されております内容について私の方も目を通させていただきました。女性の参画を促進する、そして、キャリア形成もアップするという両方の側面から、私はその基盤形成という意味合いの両立支援策であると思っているところでございます。

それで、少し気づきましたことにつきまして私の方から申し上げさせていただきたいと思っております。女性労働白書というのが最近まとめられまして、まだ私すべて目を通しておりませんが、女性の就労率が5割を超えているわけですが、その働き方の内容ということからすれば、半分以上が非正規雇用という状況になっているわけです。このことについても、働き方の問題として検討を加えていかなければならないと思っているわけでございます。

この論点メモのところの「職場が変われば両立できる」ということにかわって、私はここにつきましては労働時間の問題がどうなのかということのを是非検討していかなければならないと思っているわけです。現在、国の労働時間ということに関しましても1,800時間というのが一応の基準になっているわけですが、現在その1,800時間という働き方をしている人たちはどれぐらいいらっしゃるのか。今日の経済の動向なども考えてみますと、なかなか時間外残業ということについても女性はそのに対応できないという関係も含めて、やはり離職をを選んでしまうという状況があると思っております。したがってこの職場というところの労働時間の問題について少し書き加えていただけたらと思っているところでございます。

それから育児休業制度、出産休暇の十分な活用ということがございますけれども、私どもの調査でも子どものための看護休暇は平均15日という調査結果が出ております。したがって出産休暇だけでなく、やはり子どものための看護休暇制度というのが必要ではないかと思っているところです。

「待機児童ゼロ作戦」のところにつきましては、駅型のところはサテライト方式ということが出ておりました。駅につくるということでは、育てる親の立場からは便利がいいということはあるかと思っておりますけれども、子どもの立場から見てどうなのかということで慎重な判断が必要なのではないかと思っております。

それから、多様で良質な保育サービスということについてですけれども、先ほど無認可保育所のことが出ておりました。私はすべての事業所は届出の義務を果たすようにしたらどうかとも思っているわけです。そして、問題の多いところについては市町村の立入り調査ができるような仕組みをつくったらどうなのかとも思っているところです。また、良質な保育所ということからすると、よき人材の確保ということが非常に大事になってまいりますので、とかく女性

労働、女性が集団をなす労働というところについては非常に労働条件が悪いという実態もございます。そういったことも含めまして、やはり良質な労働力の確保ということではある程度人的なコストもかかるということを申し上げておきたいと思っております。

それから、少し長くなって申し訳ないんですが、「必要な地域すべてに学童保育を」ということも記載していただいているわけです。大都市だけでなく、地方の方でもやはり子育てということが欠ける今の状況にあると思っております。私は小学校区に1つぐらいはそういった子どもセンターみたいな学童保育センターみたいなものが準備されればかなり解決できるのではないかと。ただし、この場合、公的責任の明確化と財源の措置をどうするのかということがかかってくるのではないかと思っております。まだ中間報告ということでいただきましたので、これから更に検討の内容について期待を申し上げます。少し長くなって申し訳ございませんでした。

山口議員 今、市区町村では行動計画をつくるどころとか、あるいはまた見直すところとかありまして、特に見直すところについては計画はつくったけれども実効が上がっていない。どうやったら実効が上がるかという中で、子育てと仕事の両立支援をどうしたらいいかということはかなり議論を呼んでいます。

私も国の方針があり、都道府県があり、市区町村があるというときに、私はやはり市区町村ではどうなのかということに関心を持っておりますので、ある地域の協議会のメンバーになりました。そのときに、先ほど佐々木議員が農林水産業務に関わっている地域の人のごことも無視できない、農村地帯もみんな核家族化しているし、働いているという話をされましたが、市区町村に行きますと、特に都会の場合ですが、やはり中小零細企業で共働きしている人たちも子育てをどうするか、どこに子どもを預けて一生懸命働き、子どもも育つかということが非常に大きな問題なんですね。かつてある女性団体が「ポストの数ほど保育所を」というスローガンを出したことがあるんです。これは何か一時沈滞していますけれども、やはりここかなという感じがするんですね。

それで、私は仕事と家庭の両立を考える場合、何と言いましても大企業は資本力がありますからやろうと思えばできなくはない。しかし中小零細企業、日本経済を支えているそういう人たちについてきめ細かく対策を論じなければならない。そうすると、樋口会長が苦勞されて、非常に効果が大きい企業からという着眼点は評価するんですが、やはりこの日本社会の特色である中小企業とか農林水産業で働く人の問題も是非とも書かなければいけないんじゃないかと思えます。優先順位はあるかもしれませんが、これは是非議論をしていただきたい。

第2点は保育所の問題ですが、そのときの議論の中で、実は保育園はあります。それがあつた地域では子どもが足りない、ある地域では待機児童があふれていると、偏在化の実態があるということ聞いておりますので、その調整をどうするかということです。

それから第3点です。今日は町村議員と坂口議員がいらしているので、是非ともお2人で議論をしていただきたいのです。それは、かねてから幼保一元化という話が出ています。男女共同参画会議の大事な点は総合調整とか、そういう枠を超えて考えるということで、この仕事と家庭の両立支援で保育園は厚生労働省ということではなくて、やはり幼稚園がちょっと別格みたいになっていて、どうも特別な所得の人でなければならないとか、あるいはちょっと口が悪いんですが、いい学校に入るための予備校化しているとか、色々ちまたでは言われているんです。そこで、こういった議論を両議員で一回なさっていただきたいのですけれども、どうでしょうか。以上です。

谷津議員 今、農山漁村の件について話が佐々木議員から出まして、山口議員からも出ました。今、私もこの意見の募集結果をさっと目を通したばかりですからわからないですけれども、どうも農山漁村の方からの意見というのがほとんどないのではないかという感じで見ていました。特に農山漁村で働く女性の仕事と子育ての両立のためには農林水産業の労働の特殊性、あるいはまた他産業との状況を踏まえて農林水産業を職業としている女性が他の職業に就いている女性と比較して劣ることがあってはならないというふうに思っているわけです。

特に農村とかあるいは山村、漁村の地域においては男女ともに広域的に子育て等について相談あるいは情報交換ができるような機会をつくる必要があるのではないかと思うんです。そしてまた、多世帯の家族の場合、これは家族構成員が個々の能力等に応じて子育てを楽しめるような仕事や育児、あるいは家事を分担、協力し合うという多世帯家族のよさが発揮されるようなことも重要かと思っております。

このような状況を踏まえまして、仕事と子育ての両立支援体制の整備も含めまして、女性の参画促進のために積極的に取り組む必要があるのではないかと思うのですが、ひとつよろしくこの2点をお願いしたいと思います。

古橋議員 樋口会長が、多くの問題点の中から5つの論点をまとめられたことについて心から敬意を表しますとともに、6月にまとまれば苦情処理・監視専門調査会でその実施方策について具体的にこれを詰めていくということになると思います。

それで、3点ほどこの内容についてコメントさせていただきたいと思いますが、1つは「多様で良質な保育サービスを」の中で、ここに保育ママというのがございます。これはボランティアでやるというような感じでございますけれども、保育というのはやはりボランティアにすると事故があったときになかなか大変だと思うんです。私はかつてロンドンに3年半いたときに、イギリスにおいては、専門家が家庭へベビーシッターを送ってくれるという制度が非常に発達をしておりました。そして、これから経済が成熟化してまいりますと、夫婦単位の付き合いも増えてくるし、夫婦でいろいろな文化的な生活を楽しむという方向にいかないといけない。そうすると、夜、子どもを家に置いて夫婦でいろいろな文化的な楽しみ、あるいはパーティー

へ出るというようなときに安価でかつ安全なベビーシッターというものが将来の生活として必要になってくるのではないかと。そうすると、ベビーシッターというのはやはり看護婦の経験を持った者とか、安全な者を育成していくということが必要なのではないかと。仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会会長代理の島田晴雄先生は、今ニーズとは言わないまでもウォンツというものを求めて新しい企業をつくろうと努力しておられる方ですから、よくこういうようなところについて検討をしていただいて、日本において新しい形のベビーシッターの企業というものを市場としてできないのかどうかということを一つ御検討いただければと思います。

それから、2番目の問題として職住接近のまちづくりという話がちょっと出ておりますけれども、これはかつての高度成長時代にやるべき話だったとは思いますが、しかし今、都心が空洞化して新しいまちづくりがまた必要になってきております。そのときに職住接近ということ考えたまちづくりということが必要になるとは思いますが、イギリスではニュータウンというものをつくるときに、一番最初にニュータウンにおける家族構成というのは将来どうなっていくかについて、2人のとき、それから子どもが生まれたとき、そして子どもがだんだん多くなり数が増えたとき、そしてまた老人になっていったとき、一つのタウンの中で住宅をだんだん移っていくということをまずひとつ考える。それと同時に、コミュニティづくりに重要なタウンセンターというものをどういうふう考えていくか。それから、自然をどうやって生かしていくかというようなことをタウン計画のときに非常に重要視しております。そういうような問題についてはやはり国土交通省、今日は大臣はおられませんけれども、これからつくるタウン計画のときに男女共同参画型のソフトウェアが働きやすいようなハードという面をひとつ是非考えていただけないだろうかというのが第2点目のコメントであります。

3番目のコメントというのは、その他の検討事項の中でいろいろ御議論があったということですが、保育に要した経費というものを所得控除にするか、あるいはまたそれを別途予算措置を通じて、別の形でいくのかという問題でございます。これらの点はなかなか議論の多いところでありまして、税金でやって所得控除ということになりますと、それと他との関係でいろいろ議論が出てきて、私はやはりなかなかまとまらないのではないかと気がいたします。それで、この問題は予算で措置した方がいいのではないかと。思いますけれども、諸外国における事例等もよく考えていただいて、よくここら辺のところは御検討いただきたいと思っております。以上です。

住田議員 今、古橋議員からお話が出ましたので、ベビーシッターのことについて一言と、それから私自身のコメントをさせていただきたいと存じます。

私自身、厚生労働大臣の所管の下にございます全国ベビーシッター協会の理事を務めておりまして、この度ようやく10周年で記念のパーティーをやったばかりでございます。ベビーシッター制度も10周年を迎えまして、町村議員にも一度教えをいただいたことがあるんですけど

も、この度、資格試験制度というものができまして、ベビーシッター自体の資質向上ということについて研修制度も含めまして充実させているところがございますので、是非御理解いただきたいと思います。

私がなぜこのようなベビーシッター協会理事をやっているかといいますと、子どもを2人産みまして、東京で2か所、大阪で1か所、それから認可保育所、無認可保育所、保育ママ、ベビーシッター、2人合わせて十数か所のありとあらゆる方にいろいろお世話になって仕事を続けてきたという経験に基づいて、是非次の世代は私のような苦勞をしてほしくない、病後児、それから延長保育、その他多様な良質な保育サービスを本当に心から念じているがゆえに理事もお引き受けして、働く女性の方々に対しての支援を何とか私なりにしたいと思っているわけでございます。

ただ、その点はもう十分に尽くされていると思いますので別の視点を申し上げたいと思います。この5番目の「地域こぞって子育てを」については、男女共同参画社会基本法で介護と育児というのは社会の支援の下にという1項を入れております。今の育児といいますのは、大都市周辺に特にだと思いますが核家族が進みまして、本当にお母さんが閉塞した状況の中で子育てをしている。そして、預け先もままならないまま専業主婦でやらざるを得ないというようなところがあると思います。児童虐待の根はそういうところに一つあるのではないかと考えています。そういう意味でいきますと、現在働いている方にとっても大事ですが、やはり「地域こぞって子育てを」という視点においては、そういう方がこれからも子育てに楽しい夢を持って、かつ仕事もして、ボランティアもしてと、色々なところで発展ができるような新しい社会づくりの大きな視点になるかと思えます。この点は非常に大事なことです。全女性に向けた施策であり、また全男性にも向けた施策であるということをご期待したいと思っております。以上でございます。

内閣官房長官 ありがとうございます。それでは小島議員、お願いします。

小島議員 半ば質問で半ば要望なんです。この最終的な報告がどうなるかにつきまして、政府に対する要求ばかりになっては困る。あらゆる仕組み、制度は社会的な価値観に根ざした社会的な支援がないとうまく機能しないわけです。だから、社会的な啓蒙といいますか、そういうことも意図して報告書を練り上げていただきたい。

と言いますのは、ここでも民間の参入による多様できめ細かなサービスとありますが、民間をいかにしてどこまで活用して、民間の多様なサービス、創造能力といいますか、そういうものをどうやって位置付けるのか。恐らくそういう面に進んでいる国の状況も調べながら、民間をいかに使うかというところを少ししっかりと押さえてもらいたいという感じがします。このテーマに限らず、日本の社会は自己責任とか自立意識ということがだんだん希薄化している傾向がありまして、要するにそれはすぐ財政になり、だれかが負担しているのを忘れて他人の金

という、そういう風潮がだんだん広がっていると思うんです。そういうような流れを考えますと、やはり自己責任とか自立とか、それを支援する社会的な価値観とか、そういうものが醸成されて、いかなる制度もその価値観で支えられてうまく機能するような方向に大きく誘導していただきたいというのが私の要望です。以上です。

内閣官房長官 ありがとうございます。佐々木議員、お願いします。

佐々木議員 先ほど、子育ての問題で地域ぐるみというお話がありました。私の体験で、子育て中の若いお母さん方と、それから子育てが終わって地域で児童委員とか、また民生委員とか、いろいろなさっているかつての親御さんと、同じ子育て環境づくりについての討論会を実はやってみました。ひところはバトルが始まって大分険悪になりかけたんですけども、若いお母さんから、もしもそれをうまくコーディネートしてくれる人がいたら私たちの参考になることがきっとたくさんあると。つまりプライバシーの問題なんです。せっかく協力しようと思っている大人がいて、その人たちはいわゆる子育てメイトという名前でその県の場合はやっていましたが、それが余り勝手に入り込まれるとプライバシーの問題で非常に問題だということのバトルがあったんです。

ところが一方では、転勤してこられて全然身寄りもないし、友人もないという若いお母さんの場合、もしもいいコーディネーターがいて、何かあったときにそういう人たちにすぐ相談して経験を聞けるということがあったらとても助かるという意見が出ました。それでそういうコーディネーターが存在してくれて、自分の地域に密着した子育てメイトがいて、そしていつでも相談できる、そういう状況があったら自分たちはうんと助かる、それではそのシステムをつくったら大いに活用できるねということで丸く収まって終わったんです。つまり、地域全体でやはり子どもは子宝ということでみんなで見守りながら、必要なときに必要な手伝いができるという形になったら大変これは有意義じゃないかということで、地域ぐるみというのはそういう一つのソフトを開発すると成功できるのではないかと私どもは思っているんです。

それからもう一つは駅などの便利な拠点施設の保育の問題ですけども、これは保育所と言ってしまふのがちょっと無理であれば一時保育、託児ですか。つまり、何かのときに必要になったけれども預けるところがない。そのときに、便利なところにそれがあったらとてもいいという要望が非常に強うございます。実は大きいキーテナントが全部撤退した駅前再開発が頓挫した。それをどうするかということになったときに、そこに図書館を入れ、男女共同参画プラザを入れてもう一回再構築した。そのときに、それを男女共同参画を進める会のボランティア、NPOにお任せしたらそこに託児機能を付けようということで、いわゆる子育てサークルの皆さんが担ってそこに場所を取ってお預けた。これが大変有効だということで喜ばれております。ですから、中心街に買い物に行って、それで自分たちが活動して、図書館を利用して、それでおかずを持って帰る3時間ぐらいの間、そういう便利な場所で一時保育ができ、そこにちゃんと資格を持った人がいて対応してくれる。これはとてもありがたいということで、こうい

うのが便利な場所に欲しいという強い要望がございます。

それからもう一つは病気になったときで、これにも載っておりますね。お医者さんの一角で病気になった子どもを預かってもらって、そして仕事に出て、入院するか、帰りにまた連れ帰れることですが、これは大変要望がありますね。それで、試しに1か所やってみたんですが、特にうつるような病気とか、そういう場合は連れて歩けないということで、これは大変助かるという声がございます。既に樋口先生の方でこれに盛っておりますから、これは大変結構なことだと思います。

内閣官房長官 それでは橘木議員、どうぞ。

橘木議員 私は1つであります、この報告書の14ページの1の2番目ですか、男性に育児休暇をやるというのが私は一番の目玉と評価するんですが、このときに所得保障はどういうふうに考えておられるんですか。女性も出産休暇して、男性も出産休暇したら、所得はどうなるんでしょうか。

樋口会長 この所得保障については少し議論は出ておりますけれども、幾つかの議論があると思います。有給休暇の上積み、これでは5日間はとても無理だろうと思います。それから、可能性として検討してほしいと思っておりますのは、女性の出産休暇が保険給付ですね。それと同じように医療保険の中から出ないだろうかということでございます。

橘木議員 ヨーロッパは失業保険から出しているんですね。

樋口会長 ですから、雇用保険か健康保険か、その保険から出ないだろうかということも検討いたしております。有給休暇の上積みはちょっと無理であろうと思っております。やはりどの保険がいいかはわからないけれども、雇用保険か健康保険かですね。

内閣官房長官 時間の関係もございますので、大変面白い御意見が出てきますが、猪口議員に最後ということをお願いいたします。

猪口議員 私は専門委員会のメンバーでしたのでちょっと発言を控えておりましたけれども、いろいろな御意見について幾つか申し上げたいと思います。

まず第1に、保育におきます民間の活力を利用するということは小島議員からも御指摘でそのとおりなんですけれども、同時に諸岡議員から良質な女性の労働市場として成立することが重要という御指摘もありまして、やはり公的保育を中心に、そして補完的に多様な民間の力も入れていくという、こういう立場で進めてみてはと考えております。

それから、農林水産の地域でも、また中小都市のところでも重要ということはそのとおりなのでございまして、最初は私もそう考えておりましたところ、待機児童ゼロ作戦と言うと、全然そういう問題はないところの方が多いいという意見がたくさんあります。ほとんどのところで

はそういう問題はないと言われてしまいますと、待機児童の問題が特定のところだけの問題という考え方をされても困ると思いつつ、やはり非常にその問題が重大なところもございまずので、結局大都市という表現になってしまったんですね。

しかし、議員の方々から、やはり全国さまざまなところで同じような問題が、また隠れた形でもあるという御指摘をいただければ、全国地域格差がない形で男女共同参画を進めていくというのが考え方ですので、そうするべきではないかと考えます。

それから、啓発のことについていろいろ出ましたけれども、やはり目に見える形でいろいろなところで子育てをしている人が仕事もしているという実態があることが重要ですので、いろいろなところで保育所をつくっていただきたい。例えば、お役所でありますとか、外郭団体でありますとか、それぞれの地域の自治体でありますとか、そういうところでもう少し保育所を整備するように御指導いただければ、一般の人の目に触れてこういう時代になったと感じるのではないかと思います。それから最初の方に御発言がございました福原議員から3世代住宅で子育て支援というお考えですが、おばあちゃんに見てもらえばというところは実態としてはあると思います。しかし保育所を整備していくことが基本であり、保育所の活用の仕方をもうちよっと弾力的にして、例えば半日であるとか、週の半分ぐらいを使って、あとの半分はおばあちゃんにという考え方はあるかと思えますけれども、3世代住宅そのものの補助を両立支援として入れるのはちょっと難しいかと感じております。これは私見ですが。

それから、ベビーシッターの話がたくさん出ましたが、その料金は今のところ高いです。古橋議員からも文化的な面も含めてそういうサービスを夫婦で活用できるのもいいのではないかという、それは両立支援とはちょっと違うかもしれませんが、しかし重要な御指摘がありました。そういうことを考えるにつけ、やはり予算か税制かという議論になります。控除にするという考えにつきまして、例えば住宅控除という考え方については、これは持ち家が好ましいという国家の優先順位の考え方の中でできたことと思えます。この度、子育て両立支援が重要だということであれば、家を持つということが重要だと考えたのであれば、今度は両立支援についてもまたそういう考え方もあるのではないかと、せっかく皆様がいらっしゃいますのでちょっと訴えておきたいと思えます。もちろん予算で十分にやっただけであればよろしいんですけれども、予算と控除と両方という考え方もあるのではないかと思います。

それから、今回特にお願いしたいと思えますのは、やはり学童の問題ですね。放課後児童という形で、諸岡議員の方から地域に保育センターがあればよろしいという御指摘がありました。児童館というのがありますが、学校と距離が離れていたりすると低学年放課後児童にとってちょっと負担になったりもいたしますので、できれば学校の中に指導自習室のようなものが伝統的な学童保育と両立するような形であればいいかと。それが選択の幅となって私たちが使えればいいかと思いました。

あとは、せっかく皆様がいらっしゃいますので、今、議論となっているところからも、これはいい考えではないかと思われるものがありましたら、是非ピックアップしていただきたいです。いろいろ意見がたくさん出るんですが、やはり大半の人がそれをいいじゃないかと言ってくれないと報告には出ないんです。せっかく大臣の方がいらっしゃいますので、議論には入っているけれども、これは今回の論点整理には入っていないが、これはいい考えじゃないかとおっしゃっていただければまた進むと思いますので、是非積極的に御覧いただければと思います。ありがとうございました。

内閣官房長官 先ほど町村議員と坂口議員にということがありましたので、手短に一言お願いします。

町村議員 先ほど神田議員の方から教育と子育ての関係で御意見がございましたが、それも大変重要なことだと思っております。できるだけそういう子育て体験という、実際体験は無理にしても、そういうところにいるいろいろな体験学習と称して、小さい子どもたちから大学生まで含めて大いに経験することは非常に重要だと思います。それは大いに今、進めようと思っております。

空き教室はどうぞ自由に使ってくださいと言っているんですけども、なかなかこれは進まないんです。どこにネックがあるのか、別に文部科学省はそのような制限は一切していませんから。

樋口会長 財産処分などでしょうか。

町村議員 財産処分についても平成9年に、10年たったらもういいとしているんですけども、なぜか進まないのは一体どこにネックがあるのか。もう一度よく私どもも調べてみたいけれども、皆さん方にもちょっとお調べいただきたい。

それからもう一つ、先ほど山口議員からもありました幼保の話ですね。多分この問題は森総理が一番お詳しくていらっしゃるんだろうと思いますが、幼稚園側からすると保育というのは膨大な措置費、国費を使っているが、幼稚園の方はみんな親の負担ではないか。だから、もうちょっと幼稚園の方にお金をくれたら幼稚園でいかにいい保育もできるのという思いがあるんです。私は文部大臣を3年前にやっていたときに当時の小泉厚生大臣と一緒に、一遍に制度一元化はできないからまず施設の共用とか、あるいは先生方が大学で免許を取る養成の段階から、そうやって少しずつ今そろえてやってきているところです。しかし、最終的にはやはりどこかで決断をして、私は当然一元化すべきだと思います。幼稚園での預かり保育も随分増えてきたし、保育所における教育機能ということも皆さん随分言われるんです。機能がほぼ一致してきているんです。ただ、そこで財源の壁というのがあるわけですね。一緒にしてもらったら幼稚園の人たちは喜ぶと思いますよ。

山口議員 では、セクショナリズムはないんですね。

町村議員 ありません。

坂口議員 幼保一元化の問題は我々の方も考えておりますが、これは何とかしてもうちょっと進めたいと思うんです。今もかなり建物などは進んできましたけれども、まだまだでございますので、文部科学大臣と議論しましても一生懸命これは頑張りたい。

それから、無認可保育所のことは、これをこのままにしておいてはいけませんので、より具体的対策を一生懸命手掛け始めております。御報告については、パパクォータなど将来の課題として検討することが適当なもの、既に着手しつつあるものもございまして、早急に着手すべき多くの重要な課題をご指摘いただいたと考えており、実現を図っていきたく思います。その際、相当な予算措置を伴うものもあることから、関係大臣のご理解をお願いしていきたく考えます。

内閣官房長官 それでは、伊吹議員どうぞ。

伊吹議員 これは少子化対策ではなくて、仕事と子育ての両立対策という形でおまとめになっているんですけれども、私は14ページの論点整理1の一番上の黒丸にほとんど尽きているのではないかなと思うんです。今、育児休暇の制度もありますが、これは福原議員や平沼議員にはいろいろな御意見があると思いますが、育児休暇の期間を終わって戻った場合に、キャリアを切らずに必ず戻してあげるということを法律によって強制するというのが1つ。その間は、先ほど橋本議員がおっしゃっていたようにノーワーク、ノーペイなんだけれども、健康保険と厚生年金の企業負担ぐらいは戻してあげるという前提で企業が持ってもらって、自己負担の部分は、児童手当がどれくらい役に立っているかといういろいろな議論があると思うんですが、どこかで財源を見つけて国が自己負担の部分を見るというのが、私はいろいろなお話の中で出てきたのかなと思うんです。

それで、先ほど小島議員がおっしゃっていたように、日本の場合は政府が少し高度成長の中で優しくなり過ぎていて、今、それを市場原理の方へ引きはがしていくという流れが起こっているわけですが、同時に男女共同参画社会というのは女性のためだけでなく男性のためにも非常にいい社会であるだけに、その社会というのはやはりお金がかかる社会なんだと。だから、先ほどの雇用保険料の話もありましたけれども、そういうことをやるならば当然、国民もそれだけの負担をするんだと。先ほど樋口会長から、予算はこちらにいる大臣がというお話があったけれども、こちらにいる我々は国民からの税金をお預かりしてそれを国民にお返しするだけの役をしているわけです。だから、その辺の啓蒙を少し是非書いていただきたいと思いません。

片山議員 大変単純で素朴なことを言うんですが、子育てと仕事の両立というのは少子化対

策ではないですね。そういう要素はもちろんあるけれども、むしろ女性の方にできるだけ社会に参画してもらって仕事をしてもらおうということだという感じを私は受けるんですが、そうなるこれから女性の方はみんな働くということですね。女性皆労働ということはその方たちの子どもは皆保育と、こういうことならば発想を変えて、それでは潜在的な需要を含めてきちんと数字がわかるのだから、本格的な保育の体制を整えないとだめだと思うんです。

今はそれほど計画的でも段階的でもないような気がしています。この地域はこれだけの需要がある。そうしたら、公立でどこまで見る。社会福祉法人でどこまで見る。あるいは企業、あるいは公設民営で見る。その分担関係ですね。そういうことで個別の地域ごとの議論をしないと、私は議論だけで終わるんじゃないかという気がします。ある地域で子どもを預けて別の地域で働く女性も出てきますが、そういうことももちろんいいのですね。

岩男議員 私は男女共同参画社会とは多様な生き方ができる社会だと思います。個人が望むような生活を選ぶことができるということだと思うんですね。ですから、働きたくない人を無理やりに働かそうとか、そんなことは考えていません。

片山議員 そんなことはできませんが、基本的な姿勢は働きたければ全部働いてくれ、子どもは全部保育所で面倒をみますと、ちょっと極端な言い方ですがそういうことなのですか。

岩男議員 社会保障制度の維持を考え、これからの人口減を考えると、労働力は不足しますから、女性が働くことは日本にとって望ましいというスタンスだとは思いますが。

ところで、大臣方がいらっしゃるので、ちょっと一言お願いします。法律はそう簡単に変えるものじゃないと思うんですが、先日新聞で与党三党で祝日法の改正案、ハッピーマンデー法案というのをお出しになるということを押見しました。それで、男女共同参画社会基本法の第4条に、社会における制度または慣行についての配慮ということがございまして、性に中立的にするというのがあるんですけれども、改正案をお出しになるのであれば是非一緒をお願いしたい件があります。国民の祝日に関する法律を見ますと、子どもの日というのは5月5日ですけれども、子どもの人格を重んじ、子どもの幸福を図るとともに母に感謝するとなっているんですね。これは母に感謝するだけではなくて、やはり父親にも感謝するものですから、この際一緒に変えていただきたいというお願いでございます。

樋口会長 私どもは男女共同参画会議の場において、森総理からアメリカで子どもを持ちながら働き続けられるのに、日本ではできないと言われた。アメリカでできてそれが働きたいと思っている女性が現にいる日本でできないのはなぜか。いろいろ施策をやっているのに、なかなか具体的に実現していないのはなぜかとのお話を聞き、その発想から、この仕事と子育て両立支援という専門調査会を立ち上げていただいたこと、これは私ども本当にありがたく思っております。

これは私の個人的体験でございますが、私が会長に任じられて地方をいろいろ回りますと、働き続けてもう40、50になってきた人たちが、政府が初めて両立支援と言ってくれたと言われます。今まで両立するのは女のわがままと言われていたのが、両立支援と言ってくれたことに何はともあれ感謝感激ですという声が多いんです。それまで女が外に出て働くことは勝手に働いているんだなどと言われていたことを思うと今昔の感があり、世の中が変わっているということを感じたと。象徴性というのは、まさにこの男女共同参画会議に初めて立てられた専門調査会が仕事と子育ての両立支援であって、必ずしも少子化対策ではなかったということを私は意義深く思っています。

片山議員 結果としては少子化対策ですね。

樋口会長 もちろんそうです。総理始め大臣あるいは会議あるいは世論の認識が、少子化の背景にはやはり両立ができていないことが非常に大きな原因であるという御認識が非常に広がったためと、それから一昨年通していただきました男女共同参画社会基本法におきまして、男女共同参画社会の形成というのは、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するという下りがありますが、自らの意思で働きたいという人が働くという認識が広がったということだと思います。

片山議員 それはよくわかっています。だから、実効性のある両立支援の方策をとらないとだめではないかということです。

樋口会長 そうです。そういうわけでやっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

片山議員 それもできれば総論でなくて地域ごとに、ということを行っているんです。反対はしていません。

樋口会長 そうということについても指標を出したり、どれだけ足りないかという情報を正確に出したりということで検討しています。応援と受け止めておりますので是非よろしく願いいたします。ありがとうございました。

内閣官房長官 どうもありがとうございました。樋口会長に大変御苦勞をさせていただいて中間報告をおまとめいただきました。いろいろと御意見が出まして、そして本質論までさかのぼりましたけれども、今日も大変たくさんの提言や御意見等もございましたので、これを入れながらまとめていただくのは大変御苦勞かと思っておりますけれども、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

樋口会長 今日の御意見は男女混声合唱の応援歌だと思って受け止めまして、よい報告をまとめていきたいと存じます。どうぞ先生方もよろしく願いを申し上げます。

内閣官房長官 本当にどうもありがとうございました。

それでは、時間がもうなくなってしまうので先に進めさせていただきます。最近の男女共同参画社会の推進に関連する動きにつきまして、説明を簡単にさせていただきます。先日、行政改革推進本部で決定されました公務員制度改革の大枠というのがございまして、女性の採用とか登用の拡大に関して触れている部分がございますので、事務局から大事なところを一言で説明してもらいます。

坂東局長 それでは、資料5「公務員制度改革の大枠」につきましては3月27日、行政改革推進本部により決定された部分で、女性の採用、登用の拡大について掲げられております部分を紹介します。内容としては、多様なキャリアパスを個々人が選択できるような仕組みの導入、超過勤務の縮減や出産、育児、介護等のための休業、休暇等の取得を容易とする環境の整備などが盛り込まれております。

本件に関して関連する資料が3点ございますが、1点目は平成10年度における省庁別職務の級別在職状況でございます。全体として女性は17.1%おりますが、課長以上9ないし11級では1.3%、指定職では0.4%となっている表でございます。各省庁別の部分は御覧いただければと思います。

2点目は、国家公務員採用1種試験の申込者、合格者、採用者に占める女性の割合の推移でございます。かなり近づいてはおりますけれども、女性は試験に合格してもなかなか採用されないというような意見がございますが、1種試験に関しましては女性もかなり健闘しているということです。

資料の3枚目は、昨年12月に閣議決定いたしました基本計画のうち、女性国家公務員の採用、登用等の促進に関する部分の抜粋でございます。大変、急いで御紹介させていただきました。

内閣官房長官 農林水産省からも実例の報告があります。

谷津議員 農水省としては男女共同参画社会基本法、それから食料農業農村基本法の26条で女性の参画の促進というのを挙げておりますし、また水産基本法を今、国会に出しているところなんです、この中にも女性の参画の促進やそのための環境整備ということで出しておりますし、また衆議院の林業基本法の中でも男女を問わないで人材の育成、それから確保というものを出しているところです。また、農協（JA）が今年の10月に大会で、正組合員数に占める女性の割合を全国平均で25%以上にすること等の数値目標を打ち出しております、各県ごとにこれを推進しているという状況です。

内閣官房長官 今、政府の方も一生懸命男女共同参画社会形成の促進に向けて努力しているという実例でございますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。また、今後ともそういうような実例を申し上げたいと思っております。

それでは次に、第1回会議の議事録についてでございますけれども、資料の6を御覧ください。既に皆様には御確認をいただいております。本会議の終了後公開することを予定しておりますが、よろしゅうございますか。

御異議がなければ、原案どおりとして本会議終了後、速やかに公開をいたします。

それでは、最後になりましたが、総理からごあいさつをいただきます。

(報道陣入室)

内閣総理大臣 それでは、ごあいさつを申し上げます。御多様な中を、長時間大変御熱心な御議論をいただきました。私は所用がございましてごあいさつのみに入ってきたんですけれども、もうちょっと時間を取って早くから入ってくればよかったと反省しきりでございます。

たまたま伊吹大臣の方から、それは少子化対策なんですか、そうではないんでしょうという御発言がありました。樋口会長からおっしゃっていただきましたように、繰り返すようで恐縮ですが、去年ニューヨークへ参りまして国連の女子職員の皆さん50、60名の方と食事をしたときに3人のお子さんを持った方が随分いらっしゃいまして、そして日本にはもう帰らないんですかと言ったら、3人の子どもを持っていたら日本には帰れません。だから、主人の仕事も変えさせまして一たん日本に帰しましたけれども全部アメリカにきましたと。それで、どうしてなんだろうということ伺ったら、ベビーシッター制度などいろいろなことをおっしゃっていましたが、3人のお子さんを持ったら日本では育てられませんかと言われたのは、私はやはり非常にショックでした。アメリカでできて日本でできないんだろう。そういう点を少し御議論いただいております。お考えいただけないかと申し上げたのが、実はこの専門調査会になったわけでありまして、男女共同参画社会をどう形成するかということは大きな底流にあるわけですけれども、同時にどうして子どもが増えてこないんだろうかということが非常に大事だと思います。

今朝閣僚会議でちょっと面白いやりとりがありまして、麻生経済担当大臣から交通安全の話が出たんです。そうしたら、日本の車のチャイルドシートは後ろに2つしか乗せられなくなっていますと。だから、車も初めから子どもは2人までだろうという想定で作っていますね。3人子どもがいたら法律違反になっちゃうんですね。チャイルドシートを乗せていないんですから。それでどうしようかと言ったときに、3人いれば上の子はもうチャイルドシートは要らないんじゃないかなとちょっと申し上げたら、川口大臣から違いますと。チャイルドシートは6歳までですから、2年間隔で2歳、4歳、6歳とお子さんがいらしゃれば3人とも必要ですよという話になってみんなで大笑いになったんです。それで私はとっさにどうしようもないので、その場合はパパが車から降りてもらわなければならないかなと申し上げたんですけれども、よく考えてみると、先ほど啓蒙のお話が出ましたね。例えば、楽しい団らんとか、家族でキャンプに行くだとか、いろいろなことがテレビとかコマーシャルで出てくると、なぜか不思議に4人家

族なんですね。どんな絵を見てもどんな写真を見てもコマーシャルを見ても、必ずお嬢さんと坊ちゃんがおられて、どっちが上かは別として、そしてパパとママがいるという写真があたかも日本の平均的な家族だというふうにみんなが思い込んでいるのではないか。これは政府でやることではないんだろうけれども、このことももう少し考えてみる必要があるので、家族がたくさんいる中に囲まれていることの幸せ感というものをもっと若い人たちに教えていく、目で訴えていくということも大事じゃないかなということは今、皆さんの御議論を伺いながら、感じました。

先ほど申し上げたように、男女共同参画会議は豊かで活力のある社会を築く上で不可欠であり、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題の一つであります。男女共同参画会議はこの課題の実現に向けて、知恵の場として機能を十全に発揮することが求められており、議員の皆様へ寄せられる期待は、私を含め非常に大きいものがございます。

男女共同参画社会の形成につきましては、議論すべきさまざまな課題がございます。特に今申し上げたこの両立支援策、これの検討につきまして専門調査会で大変熱心な御議論をいただきまして、私も何回か出席させていただき、かつまた意見も申し上げてきたわけではありますが、委員の皆様には非常に熱心に御検討いただいております。その中間的検討状況について樋口会長から御報告をいただいたと承っております。これまでの皆様の御努力に対して、改めて感謝を申し上げる次第です。

樋口会長におかれましては、本会議の議員の皆様からの御意見を専門調査会にお持ち帰りをしていただきまして、引き続き委員の皆様と最終報告に向けて御検討をお願いしたいと思う次第でございます。

また、本日は今後の審議方針について御議論があったと伺っております。仕事と子育て両立支援以外にも女性に対する暴力の問題など、早急に取り組むべき個別課題がございます。また、それらについての施策を着実かつ有効に推進していくためにも苦情処理・監視あるいは影響調査等の手法等を活用していくことは是非必要であると考えます。本日、新たに4つの専門調査会の設置が決定されましたが、議員の皆様におかれましては各専門調査会での検討を踏まえながら諸課題について精力的に御議論いただくとともに、今後とも公私にわたりまして男女共同参画社会の形成の促進に御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

この種のことで政府に行ったのか、事務局のところに行ったのか、メール、投書、お手紙は本当に多いそうです。これは先ほど樋口会長からも、地方へ行かれて、やっとなお政府もおっしゃっておほめをいただいたんですけれども、本当に政府にはいろいろな投書、いろいろな問題提起、Eメールがきますが、圧倒的に子育て支援といいますが、この問題に対する反応が非常に多いということは大変多くの国民の皆さんが関心を持っておられるんだなということを実によく承知したということをお知らせして、私から皆さんへの御礼を申し上げ、なお一層のお力

添えを賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつにいたします。

内閣官房長官 どうもありがとうございました。今日の会議の資料は公表させていただきたいと思います。よろしゅうございますね。

それから、後日あらかじめ発言者の確認を得た上で発言者名を明記した議事要旨を公表することといたしておりますので、出席議員におかれましてはそれまでの間は自らの発言を除き、対外的な公表は慎重に取り扱われるようお願いいたします。

次回の会議につきましては、別途御連絡を申し上げます。

本当にありがとうございました。

以上